

## 電気通信機器・機械等価格調査業務（仮称）

### 参考見積条件

#### 第 1 節 業務概要

本業務は、機械設備及び電気通信設備の工事等発注に際して設計積算に用いる設計単価等決定の基礎資料とするため、機器等の価格及び労務工数等の調査を実施するものである。

#### 第 2 節 見積条件

機械設備及び電気通信設備に関する機器等の価格及び労務工数等について、分類品目毎に調査を行うもので、分類品目毎の調査例を別表－ 1、2 に示す。なお、調査点数が 0 点のものについても、これを参考に見積りを依頼する。

1. 別表－ 1 . . . 機械設備
2. 別表－ 2 . . . 電気通信設備

#### 第 3 節 個別調査

##### 1. 調査の指示

個別の調査品目及び詳細仕様等については、随時、調査職員からメールにて指示するものとし、メールを受信したら速やかに受信した旨を返信し、ただちに調査を開始するものとする。

なお、付帯情報として重量・納期等の報告をあわせて指示した場合は、価格等の報告に付帯情報をあわせて 1 品目として報告するものとする。

##### 2. 調査結果の報告

調査結果の報告は、調査職員へメールにより行うものとし、メールの履歴は調査結果への問い合わせを行うことがあるため保存しておくこと。

なお、労務工数等の報告は、工種別の内訳を含めて 1 品目とする。工数により報告が出来ない場合は、整備費用として報告するものとし、費用の範囲を明確にすること。

##### 3. 報告期限

調査の報告期限は、個別の調査依頼日から数えて休日を含まず 30 日以内を原則とする。

なお、これによりがたい場合は速やかに調査職員と協議するものとする。

#### 第 4 節 調査方法

##### 1. 調査の内容

調査する機器等価格は、原則として指定のあった地域において民間企業（工事業者等）に販売される「実勢価格」として決定し、取引実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同機器等の周辺価格、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定しなければならない。

## 2. 調査対象業者の選定

調査対象業者は、調査の目的に合った取引が集中する流通段階（生産者、問屋及び特約店）における取引業者を母集団とし、その中から対象機器等の取引数量が多く、かつ信頼度の高い代表的な業者を選定するものとする。

なお、受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者を、当該業務の調査対象としてはならない。

## 3. 調査価格等の決定

価格等の決定は、規格間格差、類似品目等との整合や、市況動向等も踏まえて総合的な判断に基づき決定するものとする。

なお、調査については、受注者において検証及び審査の体制を要するものとし、価格等の決定においては信頼性、妥当性等について検証、審査を実施するものとする。

## 第5節 調査条件

### 1. 基本事項

調査する機器等の価格及び労務工数等については、機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（機械編）」及び「積算基準及び積算資料（電気通信編）」（以下「積算基準等」という。）に適用するものとする。

### 2. 作業員（技術者）の職種と定義

作業員（技術者）の職種と定義は、国土交通省が公表している「公共工事設計労務単価」、「機械設備工事積算に係わる標準賃金」、「電気通信関係技術者等単価」及び「電気通信関係点検技術者等単価」における調査対象職種の定義によるものとする。

### 3. 調査品目の区分

機器等について、積算基準等に定義されている「機器単体費」又は「材料費」の区分については、個別指示時にあわせて指示する。

### 4. 取引数量

取引数量は、個別指示時にあわせて指示する。

### 5. 調査対象地区

調査対象地区は、個別指示時にあわせて指示する。

### 6. 荷渡し条件

荷渡し条件は、現場着または工場裸渡しとし、個別指示時にあわせて指示する。

### 7. 消費税相当額

消費税相当額を含まない単価とする。

## 第6節 留意事項

1. 本業務の履行にあたっては、機構が別に制定する積算基準等の内容について理解した上で実施すること。

2. 調査報告結果及び価格決定プロセスについて、調査職員より説明または資料の提出が求められた場合は、受注者は速やかに応じなければならない。

3. 本業務で報告した結果については取り扱いに留意し、他に漏洩しないようにすること。

4. 本業務にて報告した結果を基に機構が別に発注する案件については、本業務の受注者は入札参加できないものとする。